

(証券コード 4704)
平成27年3月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
新宿マインズタワー
トレンドマイクロ株式会社
代表取締役社長 エバ・チェン

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年3月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただくか、後記「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」（66頁から67頁まで）をご高覧のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 大和

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第26期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬等改定の件

4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会終了後、同会場において経営近況報告会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。所要時間としては、約1時間を予定いたしております。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.trendmicro.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎災害の発生や電力事情による停電等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合、また、経営近況報告会の開催を中止させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

事業報告

(自 平成26年1月1日)
(至 平成26年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)における世界経済は、順調な回復を見せ、世界経済を牽引する米国をはじめとする一部の先進国が緩やかな景気回復を見せる一方で、未だ停滞色を払拭できない欧州経済や成長減速が見える新興国経済、高まりつつある地政学リスクや原油安など、世界経済は必ずしも安定的とは言いきれない状況にありました。

わが国経済は、依然として続く貿易赤字や導入延期となった消費税増税などの課題もありますが、政府の積極的な経済政策や日銀による大規模な金融緩和の下、企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど緩やかな回復基調の中、推移しました。

情報産業につきましては、世界的には引き続きサーバ仮想化を含むクラウドコンピューティングとそれに伴うITサービスの需要がIT投資を牽引しています。世界のパソコン出荷台数は依然として新興国での不振が響き減少していますが、企業による買い換え需要などの短期的な要因により、西欧や日本など一部地域においては前年同期比増を記録しました。一方、国内におきましてはWindows XPのサポート終了に伴う買い換え需要の反動減がモバイルデバイス出荷台数において起き始めており、一部スマートフォンの販売にかげりが見えるなど2014年通年ベースではマイナス成長となる可能性が高まっております。

コンピュータセキュリティ業界におきましては、引き続き特定の企業や組織を狙う「持続的標的型攻撃」と呼ばれる“明確な目的を持つ攻撃者が、目的完遂のために、巧妙な攻撃手段を複雑に組み合わせる継続的に仕掛けてくる攻撃”が横行する中、特定の企業や国家機関などを狙ったサイバーテロ攻撃や、それらによる企業の顧客情報や個人のプライベート情報の漏洩などが注目を集めました。国内においてはインターネットバンキング利用者を狙った不正プログラムや、フィッシング詐欺サイトによる被害、内部犯行による組織内の情報持ち出しや、POS(Point of Sales)システムを狙った企業への標的型サイバー攻撃などが、個人・法人問わず幅広い対象に見られました。モバイルデバイスを狙う脅威の増加並びに深刻化が指摘されている中、IDや個人情報の窃取を目的としたサイバー攻撃は、

個人そのものを対象とするだけでなく、個人情報を多く保有している法人も対象となり、大規模不正取得が今後増加していくと懸念されています。

このような環境下、当社グループの経営状況は以下のようなものでありました。

日本地域につきましては、個人向けビジネスは増税前の駆け込み需要やWindows XPのサポート終了に伴うパソコン特需などの恩恵を大きく受け、また、企業向けビジネスは引き続きクラウド関連ビジネスの伸長もあり、増収を維持しました。その結果、同地域の当連結会計年度の売上高は50,736百万円(前年同期比4.5%増)と増収となりました。

北米地域につきましては、個人向けビジネスは利益率を意識したチャネルの絞り込みや、ユーザ数の減少により現地通貨ベースで大幅な減収となりました。一方、企業向けビジネスは引き続きクラウド関連ビジネスが伸長を見せ増収となりました。低調な個人向けビジネスが足を引っ張ったものの、企業向けビジネスは年央以降、改善傾向にあります。また円安の影響も大きく受け、同地域の当連結会計年度の売上高は24,948百万円(前年同期比5.6%増)と増収となりました。

欧州地域につきましては、マクロ動向が懸念されるものの、企業向けビジネスがクラウド関連ビジネスを中心に堅調に推移し、現地通貨ベースでも増収となりました。また、円安の影響もあり、同地域の売上高は二桁成長の22,778百万円(前年同期比10.7%増)となりました。

アジア・パシフィック地域につきましては、特にオーストラリアが年間を通じて現地通貨ベースにおいても堅調であり、同地域を牽引しました。その結果、同地域の当連結会計年度の売上高は13,760百万円(前年同期比6.5%増)となりました。

中南米地域につきましては現地通貨ベースにおいても堅調な伸びを示しました。特にセールス部門を増強する等したブラジルが、クラウド関連ビジネスを中心に年間を通じて好調であり同地域を牽引しました。同地域の当連結会計年度の売上高は2,982百万円(前年同期比12.5%増)と二桁増収となり、当社グループ販売地域の中で最も伸張しました。

その結果、当社グループ全体の当連結会計年度の売上高は115,205百万円(前年同期比6.4%増)と全地域において増収となりました。

一方費用につきましては、全般的に円安の影響を大きく受けました。ストッ

ク・オプション関連費用などが大きく減少したものの人件費などが増加し、売上原価および、販売費及び一般管理費の合計費用は81,553百万円（前年同期比3.4%増）となり、当連結会計年度の営業利益は33,652百万円（前年同期比14.3%増）となりました。

当連結会計年度の経常利益は有価証券売却益が前年同期に比べ減少するなどありましたが、35,992百万円（前年同期比10.9%増）となりました。また当連結会計年度の当期純利益は22,303百万円（前年同期比13.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,038百万円であり、主要なものは新技術の開発、基幹業務の合理化に必要なサーバ、PC及び周辺機器等を取得しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事実はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するコンピュータセキュリティ業界には、従来より相当程度の市場シェアを持つ大手競合企業が米国に2社存在しており、OSベンダもセキュリティ市場へ参入しております。また、他業種からのM&Aや新規参入なども国内外問わず活発となっており、当社グループにとってこのような業界再編や新しい競合企業の市場参入は流動的で今後の展開が読みにくく、市場競争を更に熾烈なものにすることと予想されます。

当社グループは、このような競争の激化に対応し、また日々進化する新しい脅威に対して多角的セキュリティ対策を実現すべく幅広い技術の強化を図る目的のもと、これまでいくつかの企業買収を行ってまいりました。これら買収企業の技術も併せ有機的に結合し、当社グループは他社に先駆け、2009年よりクラウド型の技術基盤「Trend Micro Smart Protection Network」をコアにしたクラウドからセキュリティを実現する各種製品及びサービスの提供をいたしております。

これまでの情報化社会は、人類が長い歴史の中で組み立ててきた仕組み（ビジネスプロセスや社会構造など）をデジタルの世界に置き換えることで進展してきました。更に今後は、製造や小売・流通、金融、サービス、農業、ヘルスケア、社会インフラなどのあらゆる分野において、様々な機器がインターネットに繋がっており、お互いに情報をやり取りすることで新しい価値を生み出すという概念であるIoE（Internet of Everything）やモバイル、クラウド、ソーシャルメディア、ビッグデータといったデジタルテクノロジーを前提とした、新たなビジネスや社会の仕組みが生まれてくると考えられます。

ビジネスや社会の真のデジタル化が加速することは、情報セキュリティリスクも加速度的に上がっていくことを意味します。企業が保有するビッグデータの価値は高まり続けるため、それを狙ったサイバー犯罪は増加し、IoEやモバイル、クラウドのテクノロジーを使った、今までに無いサイバー攻撃手法が登場することも考えられます。

当社グループは引き続き経営資源の集中により独自性に富んだソリューションを競合企業に先駆けて開発し、よりユーザの視点で製品の仕様や性能に改良を加えることで、製品やサービスの優位性を向上させてまいります。また、購買行動の差異により特徴付けられる顧客属性を意識したマーケティングを展開していくことにより顧客ロイヤリティを高め、安定的な財務基盤を維持しつつ継続的な成長を目指していきたいと考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項 目	年 度	第 23 期	第 24 期	第 25 期	第 26 期
		平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
売 上 高 (百万円)		96,392	93,839	108,314	115,205
経 常 利 益 (百万円)		28,690	22,661	32,456	35,992
当 期 純 利 益 (百万円)		17,341	13,447	19,595	22,303
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		131.23	102.21	147.53	165.68
総 資 産 (百万円)		201,765	219,007	261,493	279,938
純 資 産 (百万円)		107,362	113,492	142,539	153,094

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	持株比率	主要な事業内容
Trend Micro Incorporated(台湾)	212,500,000 ニュー台湾ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro Incorporated(米国)	477,250.67 米ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	150,000 豪ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)	21,372,061.63 ユーロ	100%	関係会社に対する業務支援及びセキュリティ関連製品の開発・販売

(注) 連結決算の対象は、非連結子会社5社を除く全ての子会社及び関連会社であり、上記の重要な子会社4社を含む連結子会社34社、持分法適用関連会社2社であります。

(7) 主要な事業内容

コンピュータ及びインターネット用セキュリティ関連ソフトウェアの開発・販売

(8) 主要な拠点等

本 社 東京都渋谷区
営 業 所 大阪営業所 (大阪市淀川区)
福 岡 営 業 所 (福岡市博多区)
名 古 屋 営 業 所 (名古屋市中区)
海外子会社 Trend Micro Incorporated (台湾)
Trend Micro Incorporated (米国)
Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)
Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)

(9) 従業員の状況

部 門 等 の 名 称	従 業 員 数 (名)
販 売 部 門	1,227
マ ー ケ テ ィ ン グ 部 門	349
製 品 サ ポ ー ト 部 門	1,174
研 究 開 発 部 門	1,700
管 理 部 門	808
合 計	5,258

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 134,735,880株 (自己株式 5,557,124株を除く。)
 (3) 株主数 6,268名
 (4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
トゥルーウェイカンパニーリミテッド	16,302,500	12.09
ジェーピーモルガン チェース バンク 380055	12,760,376	9.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,094,600	8.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,131,800	6.03
チャンミンジャン	5,367,000	3.98
バンクジュリウスベアアンドカンパニーリミテッドシンガポールクライアント	4,310,677	3.19
B N P パリバ証券株式会社	3,845,000	2.85
資産管理サービス信託銀行株式会社 (投信受入担保口)	3,426,821	2.54
ノムラシンガポールリミテッドカスタマーセグエフジェー1309	2,897,500	2.15
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	2,067,600	1.53

- (注) 1. 事業報告上の持株数は、株主名簿上の持株数に従い記載しております。
 2. 持株比率は、自己株式(5,557,124株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数
第25回～第32回 6,533個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 第25回～第32回 653,300株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 新株予約権の払込金額
無償
- ④ 取締役の保有する新株予約権の回次別合計

	回次(行使価額)	行使期限	個数(個)	保有者数(名)
取締役 (社外取締役を除く)	第25回(2,346円)	平成27年6月30日	372	2
	第26回(2,582円)	平成27年11月25日	500	1
	第27回A(2,557円)	平成28年7月14日	936	3
	第28回A(2,406円)	平成28年12月14日	750	3
	第29回(3,300円)	平成29年12月31日	715	2
	第30回(3,660円)	平成30年12月27日	710	2
	第31回(3,220円)	平成31年5月27日	2,100	3
	第32回(3,640円)	平成31年12月1日	450	3

(注)当事業年度末日において、社外取締役および監査役の保有する新株予約権はありません。

⑤ 新株予約権の主な行使の条件

- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行

使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。

ハ、新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

【第31回新株予約権】

- ① 発行した新株予約権の数
21,300個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 2,130,000株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 新株予約権の払込金額
無償
- ④ 新株予約権の行使価額
1株あたり 3,220円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
平成26年5月29日から平成31年5月27日
- ⑥ 当社役員以外に交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数(個)	交付者数(名)
当社従業員	3,000	9
当社子会社取締役および従業員 (当社取締役および従業員を除く)	16,200	36

⑦ 新株予約権の主な行使の条件

イ、新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用し

ない。

- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ハ. 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

【第32回新株予約権】

- ① 発行した新株予約権の数
3,440個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 344,000株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 新株予約権の払込金額
無償
- ④ 新株予約権の行使価額
1株あたり 3,640円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
平成26年12月2日から平成31年12月1日
- ⑥ 当社役員以外に交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数(個)	交付者数(名)
当社会社取締役および従業員 (当社取締役および従業員を除く)	2,990	17

- ⑦ 新株予約権の主な行使の条件
- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居

住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。

ハ. 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日における当社従業員並びに当社子会社取締役および従業員の保有する新株予約権の状況

① 新株予約権の数

第25回～第32回 58,441個

② 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 第25回～第32回 5,844,100株(新株予約権1個につき100株)

③ 新株予約権の払込金額

無償

④ 当社従業員並びに当社子会社取締役および従業員の保有する新株予約権の
回次別合計

	回次(行使価額)	行使期限	個数(個)
当社従業員並びに当社子会社取締役および従業員	第25回(2,346円)	平成27年6月30日	3,814
	第26回(2,582円)	平成27年11月25日	7,334
	第27回B(2,557円)	平成28年7月14日	9,116
	第28回B(2,406円)	平成28年12月14日	10,307
	第29回(3,300円)	平成29年12月31日	2,690
	第30回(3,660円)	平成30年12月27日	2,990
	第31回(3,220円)	平成31年5月27日	19,200
	第32回(3,640円)	平成31年12月1日	2,990

⑤ 新株予約権の主な行使の条件

- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ハ. 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成26年12月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
チャン ミン ジャン	代表取締役会長	
エバ・チェン	代表取締役社長 当社グループCEO	
根岸マヘンドラ	代表取締役副社長 当社グループCFO	
大三川 彰彦	取締役副社長 日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当	
野中 郁次郎	取締役	一橋大学 名誉教授
千歩 優	常勤監査役	
長谷川 文男	監査役	
亀岡 保夫	監査役	大光監査法人 理事長兼代表社員
藤田 浩司	監査役	奥野総合法律事務所・外国法共同事業 副所長/弁護士

- (注) 1. 平成26年6月30日付をもって、監査役長谷川文男氏は常勤監査役を辞任により退任し、平成26年7月1日付で非常勤の監査役となりました。
2. 平成26年7月1日付で監査役会の決議により監査役千歩優氏が常勤監査役に選定され、就任いたしました。
3. 当社の役員は平成26年12月31日現在、取締役5名、監査役4名の計9名であり、そのうち1名が女性、8名が男性で構成されています。なお当該女性の役員は、当社の代表取締役社長であります。
4. 取締役野中郁次郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役4名全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役千歩優氏は長年に亘る経理、管理部門の経験により、監査役長谷川文男氏は長年に亘る財務、経理部門の経験により、監査役亀岡保夫氏は公認会計士の資格と経験により、また監査役藤田浩司氏は弁護士の資格と会社再建や企業法務に係る多くの経験により、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	5名	315百万円	うち社外取締役1名 8百万円
監 査 役	4名	23百万円	監査役4名は全員社外監査役

(注) 取締役の報酬等には、取締役（社外取締役を除く）に付与されたストック・オプションによる報酬額120百万円および付与されたキャッシュ・ファントム・ユニットアワードに業績や株価を反映するキャッシュ・インセンティブ・プランに基づく報酬46百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会および監査役会への出席および発言の状況
野 中 郁次郎 (取締役)	取締役会は開催9回の全てに出席し、経営論等の専門性に基づく高い見地から適宜発言を行っております。
千 歩 優 (常勤監査役)	取締役会は開催9回の全てに、監査役会は開催13回の全てに出席し、長年に亘る経理、管理部門の経験からの見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
長谷川 文 男 (監査役)	取締役会は開催9回の全てに、監査役会は開催13回の全てに出席し、長年に亘る財務、経理部門の経験からの見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
亀 岡 保 夫 (監査役)	取締役会は開催9回の全てに、監査役会は開催13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門の見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
藤 田 浩 司 (監査役)	取締役会は開催9回の全てに、監査役会は開催13回中12回に出席し、主に弁護士としての専門の見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、社外取締役については金1,600万円、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

88百万円

ロ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

88百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬とを区分しておらず、また実質的にも区分できないため、イ.の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、取締役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合のほか、継続監査年数等の諸条件を勘案の上、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

当社の取締役の業務の適正を確保するための体制の基本方針

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - i) 取締役の職務執行に係る情報については、機密事項管理規程および機密事項の管理に関するガイドラインならびにその他の社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし取締役および監査役が常時閲覧できる状態を維持するものとする。その保存期間については、法令に定めあるものについてはその定められた期間、定めのないものについては文書取扱規程に定める期間とする。
 - ii) 情報システムに関わる情報の保護および保存は、情報システム管理規程の定めるところによるものとする。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、製品ならびにサービスに関するリスクおよび社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えるものとする。
 - ii) コンプライアンスおよびリスク管理体制を統括する組織として代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置するものとする。
 - iii) 情報の漏洩、盗難、紛失、破損、不正な改変等は、当社に甚大な損害と信用の失墜をもたらす。よって情報システム管理規程、機密事項管理規程、危機管理ガイドライン、個人情報保護マニュアル等の規程に基づき、これらのリスク管理を行うものとする。
 - iv) 不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する取締役を危機管理責任者とする緊急対策室（SWAT）を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催するものとする。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については四半期毎に開催されるエグゼクティブ・ミーティングでの議論の結果および定期的に行われる予算レビュー・プロセスを参考としつつその執行決定を行うものとする。
 - ii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、エグゼクティブに関する規程等において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。
- (4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i) コンプライアンス体制の基礎として、行動規範(Code of Conduct)、エグゼクティブに関する規程、内部者取引管理規程、個人情報保護規程等を定めるものとする。
代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの維持・向上を推進するものとする。
また、必要に応じて各担当部署にて、ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - ii) 内部統制システム整備の推進責任者として、インターナル・コントロール・マネージャーを任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命のうえ、活動するものとする。
 - iii) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

- iv) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報・報告体制を定める規程たるホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) に基づき、人事部および監査部 (Internal Audit Department) を責任部署としてその運用を行う。監査部長 (Internal Auditor) は該当事実の存否および内容を取りまとめ、四半期毎にCEOならびにCFOおよび監査役に報告を行うものとする。但し緊急を要すると判断される事項はその都度報告するものとする。
 - v) 監査役は当社の法令遵守体制およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全社に当社と同様、行動規範 (Code of Conduct) およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) を適用するとともに、業務執行に係るリスクの把握および管理体制の構築を求めるものとする。

経営管理については、関係会社管理規程および経理に関する管理および権限規程 (Finance Control & Signature Authorization) を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、四半期ごとに開催されるエグゼクティブ・ミーティングの討議や定期的に行われる予算レビュー・プロセスなどを通じ必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告するものとする。
 - ii) 当社およびグループ会社における財務報告の信頼性を確保する為、財務報告にかかる内部統制システムの整備・運用を行うものとする。

iii) 当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、監査部長（Internal Auditor）に報告するものとする。

監査部長（Internal Auditor）は、報告を受けた後直ちに監査役および取締役
に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。

当該報告を受けた監査役は取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策
定を求めることができるものとする。

iv) 監査部長（Internal Auditor）は、適宜子会社に赴き業務執行の状況全般に
わたってモニタリングを行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使
用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

i) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」とい
う。）を求めた場合には監査役と協議のうえ当社の使用人の中から監査役スタッ
フを提供する。

監査役スタッフを置くこととなった場合には、監査役スタッフの人事異動、
人事考課等については監査役の意見を尊重した上で決定することとし、取締
役からの独立性を確保するものとする。

ii) 監査役が必要とする場合には、監査役は所属長に通知の上、使用人に特定事
項の監査業務等を依頼することができる。この場合当該依頼を受けた使用人は、
当該業務については通常業務の指揮命令系統には従わず監査役に報告を行うも
のとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告
に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i) 取締役は次に定める事項を監査役に報告すべきものとする。

① エグゼクティブ・ミーティングで決議された事項

② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

③ 経営状況として重要な事項

④ 内部統制の監査および整備・運用の状況およびリスク管理に関する重要な
事項

- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ 会計方針の変更および導入に関する事項
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

また、使用人は②、⑤および⑦に関する重大な事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができるものとする。

- ii) 行動規範 (Code of Conduct) およびホイッスルブローイング・レポート・プロセス (Whistle-blowing Report Procedure) の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- iii) 常勤監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するためにコンプライアンス・セキュリティ委員会やエグゼクティブ・ミーティング等の重要な会議に出席するとともに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとともに意見を述べるものとする。
- iv) 代表取締役は監査役と定期的に意見交換する機会を設定し、意思の疎通を図るものとする。
- v) 監査役がその職務を遂行する為に必要と判断した時には、弁護士・公認会計士等の専門家の意見を求めることができ、その費用は会社に請求できるものとする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	183,799	流動負債	92,782
現金及び預金	63,109	支払手形及び買掛金	672
受取手形及び売掛金	26,342	未払金	4,085
有価証券	74,328	未払費用	5,576
たな卸資産	523	未払法人税等	4,635
繰延税金資産	14,947	賞与引当金	929
その他	4,819	返品調整引当金	653
貸倒引当金	△270	短期繰延収益	70,162
固定資産	96,139	その他	6,066
有形固定資産	4,949	固定負債	34,061
工具、器具及び備品	3,752	長期繰延収益	28,531
その他	1,197	退職給付に係る負債	4,225
無形固定資産	9,427	その他	1,305
ソフトウェア	7,783	負債合計	126,844
のれん	740	〈純資産の部〉	
その他	903	株主資本	142,349
投資その他の資産	81,762	資本金	18,386
投資有価証券	67,815	資本剰余金	21,993
関係会社株式	1,231	利益剰余金	118,955
繰延税金資産	11,031	自己株式	△16,986
その他	1,684	その他の包括利益累計額	8,174
		その他有価証券評価差額金	2,242
		為替換算調整勘定	6,681
		退職給付に係る調整累計額	△749
		新株予約権	2,559
		少数株主持分	11
		純資産合計	153,094
資産合計	279,938	負債・純資産合計	279,938

連結損益計算書

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		115,205
売 上 原 価		20,430
売 上 総 利 益		94,775
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		61,122
営 業 利 益		33,652
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,764	
有 価 証 券 売 却 益	881	
そ の 他	98	2,744
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	59	
為 替 差 損	3	
固 定 資 産 除 却 損	260	
そ の 他	63	403
経 常 利 益		35,992
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	25	
持 分 変 動 利 益	6	32
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		36,024
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,136	
法 人 税 等 調 整 額	584	13,721
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		22,303
少 数 株 主 利 益		△0
当 期 純 利 益		22,303

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,386	21,796	113,509	△16,303	137,389
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△16,857		△16,857
当 期 純 利 益			22,303		22,303
自己株式の処分		196		2,661	2,858
自己株式の取得				△3,344	△3,344
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	196	5,445	△682	4,959
当 期 末 残 高	18,386	21,993	118,955	△16,986	142,349

	その他の包括利益累計額				新株予約権
	その他有価 証券評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,768	1,045	-	2,813	2,326
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の処分					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	474	5,636	△749	5,361	233
当 期 変 動 額 合 計	474	5,636	△749	5,361	233
当 期 末 残 高	2,242	6,681	△749	8,174	2,559

	少数株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	9	142,539
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△16,857
当 期 純 利 益		22,303
自己株式の処分		2,858
自己株式の取得		△3,344
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1	5,595
当 期 変 動 額 合 計	1	10,555
当 期 末 残 高	11	153,094

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 34社
- (2) 主要な連結子会社の名称

会 社 名	
Trend Micro Incorporated	(台 湾)
Trend Micro Incorporated	(米 国)
Trend Micro Australia Pty. Ltd.	(オーストラリア)
Trend Micro (EMEA) Limited	(アイルランド)

(3) 非連結子会社の名称

- Broadweb Corporation (ブルネイ)
- Itech Technology Limited (ブルネイ)
- Broadweb Corporation (セーシェル共和国)
- Broadweb Corporation (中国)
- Itech Technology Limited (中国)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 2社
- (2) 持分法を適用した関連会社の名称
ソフトトレンドキャピタル株式会社
General Mobile Corporation (英国領ケイマン諸島)
- (3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

Broadweb Corporation (ブルネイ) 他4社の非連結子会社全5社
持分法を適用しない理由

非連結子会社5社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金

(持分に見合う額)等は、連結会社合計の当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、非連結子会社に対する投資勘定については、持分法を適用しておりません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として当社は定率法、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品 主として2～20年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間(12ヶ月)に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(主に5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………	従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
返品調整引当金……………	連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～23年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～23年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異は、一定の年数（1～23年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権・債務は連結決算日の直物為替相場で円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 収益の計上基準

ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準

当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常使用許諾後一定期間にわたるポストコントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウイルス・パターン・ファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。

当社はポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

(9) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指

針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が4,225百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額(退職給付に係る調整累計額)が749百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は5.57円減少しております。

(未適用の会計基準)

1. 退職給付に関する会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年12月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

2. 企業結合に関する会計基準等

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号
平成25年9月13日)

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成28年12月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年12月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 18,117百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 140,293,004株

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度中の増加	当連結会計 年度中の減少	当連結会計 年度末
普通株式	5,430,724	1,000,000	873,600	5,557,124

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次の通りであります。

市場買付による取得数 1,000,000株

減少数の内訳は次の通りであります。

新株予約権の行使時における自己株式代用数 873,600株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議 平成26年3月26日 定時株主総会

株式の種類 普通株式

配当金の総額 16,857百万円

1株当たり配当額 125円00銭

基準日 平成25年12月31日

効力発生日 平成26年3月27日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議 平成27年3月26日 定時株主総会

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 15,629百万円

1株当たり配当額 116円00銭

基準日 平成26年12月31日

効力発生日 平成27年3月27日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない

ものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 3,434,400株

付与者の退職に伴い失効し、経済的価値を失ったストック・オプションについては、個数の減少を順次認識しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については基本的に自己資金を充当することとしており、余資は安全性の高い金融商品で運用しております。また、デリバティブ取引は基本的に行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権及び営業債務は為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、信用度の高い取引金融機関の債券等であり、市場価格の変動リスクと為替の変動リスクに晒されております。支払手形、買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び各子会社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券の市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達にかかる流動性リスク

(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを軽減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	63,109	63,109	-
(2) 受取手形及び売掛金	26,342	26,342	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	142,143	142,143	-
資産合計	231,595	231,595	-
(1) 支払手形及び買掛金	672	672	-
(2) 未払金	4,085	4,085	-
(3) 未払費用	5,576	5,576	-
(4) 未払法人税等	4,635	4,635	-
負債合計	14,969	14,969	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位 百万円)

区分	平成26年12月31日
非上場株式	1,231

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,117円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 165円68銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	111,084	流動負債	51,739
現金及び預金	11,241	買掛金	199
売掛金	9,192	未払金	11,924
有価証券	73,100	未払費用	128
製品	126	未払法人税等	3,509
原材料	31	未払消費税等	1,482
貯蔵品	63	預り金	130
前払費用	108	返品調整引当金	363
繰延税金資産	12,143	短期繰延収益	33,481
未収入金	4,616	その他	519
その他	458	固定負債	21,364
固定資産	50,453	長期繰延収益	18,822
有形固定資産	581	長期未払金	2
建物	857	退職給付引当金	2,474
工具、器具及び備品	1,324	その他	65
減価償却累計額	△1,599	負債合計	73,103
無形固定資産	4,313	〈純資産の部〉	
ソフトウェア	2,616	株主資本	83,692
ソフトウェア仮勘定	1,163	資本金	18,386
のれん	178	資本剰余金	21,993
その他	354	資本準備金	21,108
投資その他の資産	45,558	その他資本剰余金	884
投資有価証券	34,724	利益剰余金	60,299
関係会社株式	2,199	利益準備金	20
敷金	498	その他利益剰余金	60,278
会員権	4	繰越利益剰余金	60,278
繰延税金資産	8,207	自己株式	△16,986
投資損失引当金	△75	評価・換算差額等	2,181
		その他有価証券評価差額金	2,181
		新株予約権	2,559
		純資産合計	88,434
資産合計	161,538	負債・純資産合計	161,538

損 益 計 算 書

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
製 品 売 上 高	50,713	
ロイヤリティ収入	2,070	52,783
売 上 原 価		11,133
売 上 総 利 益		41,650
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,616
営 業 利 益		19,033
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
有 価 証 券 利 息	657	
受 取 配 当 金	0	
有 価 証 券 売 却 益 他	881	
そ の 他	37	1,628
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	751	
固 定 資 産 除 却 損 他	138	
そ の 他	52	942
経 常 利 益		19,719
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	20	20
税 引 前 当 期 純 利 益		19,740
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,964	
法 人 税 等 調 整 額	779	8,744
当 期 純 利 益		10,996

株主資本等変動計算書

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	18,386	21,108	687	20	66,139
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△16,857
当 期 純 利 益					10,996
自 己 株 式 の 処 分			196		
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	196	-	△5,861
当 期 末 残 高	18,386	21,108	884	20	60,278

	株 主 資 本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金		
当 期 首 残 高	△16,303	90,040	1,764	2,326	94,131
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△16,857			△16,857
当 期 純 利 益		10,996			10,996
自 己 株 式 の 処 分	2,661	2,858			2,858
自 己 株 式 の 取 得	△3,344	△3,344			△3,344
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			416	233	650
当 期 変 動 額 合 計	△682	△6,347	416	233	△5,697
当 期 末 残 高	△16,986	83,692	2,181	2,559	88,434

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げ
ております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)
については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物 3年～24年

工具、器具及び備品 3年～20年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（12ヶ月）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

3. 引当金の計上基準

投資損失引当金 …………… 子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財務状態及び回収可能性を勘案し、損失見込額を繰入計上しております。

返品調整引当金 …………… 期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内である1年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

4. 収益の計上基準

ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準

当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常使用許諾後一定期間にわたるポストコントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウイルス・パターン・ファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。

当社はポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,101百万円
短期金銭債務	8,285百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高

売上高	2,046百万円
業務委託料	228百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 5,557,124株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

繰延収益否認額	18,641百万円
無形固定資産償却超過額	703百万円
未確定債務否認額	523百万円
退職給付引当金繰入超過額	881百万円
その他の	974百万円
繰延税金資産小計	21,724百万円
評価性引当額	△165百万円
繰延税金資産合計	21,559百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,208百万円
繰延税金負債合計	△1,208百万円
繰延税金資産の純額	20,351百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	〃
復興特別法人税分の税率差異	6.2	〃
税額控除	△1.6	〃
その他	0.3	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.3	%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が823百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が883百万円増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コピー機等の事務機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

重要な取引がないため記載を省略しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額	637円36銭
2. 1株当たり当期純利益	81円69銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年2月16日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	袖川兼輔	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田敬二	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月16日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	袖 川 兼 輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 敬 二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見表明いたしました。子会社については、統括する取締役等と意思疎通を図り、報告を受けるとともに子会社からも事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する監査基準及び監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月17日

トレンドマイクロ株式会社 監査役会

常勤監査役	千 歩 優	㊟
監 査 役	長谷川 文 男	㊟
監 査 役	亀 岡 保 夫	㊟
監 査 役	藤 田 浩 司	㊟

(注) 監査役4名全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、変化の激しい事業環境への対応および競合他社に対する競争力維持のため、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつも、連結ベースでの純利益に基づいた配当を行っていきたいと考えております。配当政策の基本方針といたしましては、会計上の連結純利益をベースとした配当性向70%を目処として期末配当を行いたいと考えております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 116円 総額 15,629,362,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るための1名の増員とあわせ、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当並びに重要な兼職の状況	
1	チャン ミン ジャン (昭和29年11月5日生) 所有する当社株式の数 5,367,000株	平成7年12月 平成9年3月 平成11年11月 平成12年3月 平成17年1月	当社代表取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長新規事業担当 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任)
2	エバ・チェン (昭和34年2月23日生) 所有する当社株式の数 1,689,000株	平成7年12月 平成9年8月 平成14年3月 平成17年1月	当社監査役 当社取締役技術開発部門統括責任者 当社取締役当社グループCTO 当社代表取締役社長当社グループCEO(現任)
3	おぎ 根岸 マヘンドラ (マヘンドラ・ネギ) (昭和35年3月9日生) 所有する当社株式の数 95,000株	平成7年9月 平成12年6月 平成13年2月 平成13年3月 平成14年3月 平成18年1月 平成24年3月 平成26年3月	メリルリンチ証券会社入社 アイピートレンド株式会社代表取締役 当社管理本部長 当社取締役財務経理部門担当 当社代表取締役当社グループCFO 当社代表取締役当社グループCOO兼CFO 当社代表取締役副社長当社グループCOO兼CFO 当社代表取締役副社長当社グループCFO(現任)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および 担当並びに重要な兼職の状況
4	<p style="text-align: center;">お お み か わ あ き ひ こ 大 三 川 彰 彦 (昭和34年2月24日生)</p> <p>所有する当社株式の数 4,000株</p>	<p>昭和57年4月 日本デジタルイクイップメント株式会社 (現日本ビューレット・パッカード株式会社) 入社</p> <p>平成4年12月 マイクロソフト株式会社入社</p> <p>平成12年5月 同社執行役員ビジネスインターネット事業部 長</p> <p>平成15年2月 当社入社 日本地域セールス&マーケティング 統括本部長</p> <p>平成15年5月 当社執行役員</p> <p>平成19年4月 当社上席執行役員日本地域担当兼グローバル サービスビジネスジェネラルマネージャー</p> <p>平成20年3月 当社取締役日本地域担当兼グローバルサー ビスビジネスジェネラルマネージャー兼グロー バルコンシューマビジネスジェネラルマネ ージャー</p> <p>平成22年2月 当社取締役日本地域担当兼アジア・ラテンア メリカ地域営業推進担当兼グローバルマーケ ティング統括本部統括本部長</p> <p>平成24年3月 当社取締役副社長日本地域担当兼アジア・ラ テンアメリカ地域営業推進担当兼グローバル マーケティング統括本部統括本部長</p> <p>平成25年1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバル コンシューマビジネス担当兼アジア地域営業 推進担当</p> <p>平成26年1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバル コンシューマビジネス担当 (現任)</p>
5 (新任)	<p>ワイエル・モハメド (昭和42年9月17日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>平成13年10月 エントラスト (現エントラスト・データカー ド) 同社グローバルサービスソリューショ ン ヴァイスプレジデント</p> <p>平成14年1月 ジックス・コーポレーション 同社オフィ サー グローバルセールス ヴァイスプレジ デント</p> <p>平成16年5月 サード・ブリゲード・インクを共同創業 同社社長兼CEO</p> <p>平成21年5月 当社によるサード・ブリゲード・インクの買 収により当社入社</p> <p>平成21年11月 サーバセキュリティ ヴァイスプレジデント 当社執行役員 グローバルストラテジックア ライアンスビジネス シニアヴァイスプレ ジデント</p> <p>平成26年3月 当社上席執行役員当社グループC00 (現任)</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当並びに重要な兼職の状況
6	のなか いくじろう 野中 郁次郎 (昭和10年5月10日生) 所有する当社株式の数 0株	昭和33年4月 富士電機製造株式会社入社 昭和52年4月 南山大学経営学部教授 昭和54年1月 防衛大学校教授 昭和57年4月 一橋大学商学部付属産業経営研究施設教授 平成9年4月 北陸先端科学技術大学院大学教授 平成9年5月 カリフォルニア大学パークレー校経営大学院 ゼロックス知識学ファカルティ・フェロー (現任) 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成18年4月 一橋大学名誉教授 (現任) 平成19年1月 クレアモント大学大学院ドラッカー・スクール 名誉スカラー 平成19年6月 三井物産株式会社社外取締役 (現任) 平成21年7月 株式会社富士通総研経済研究所理事長 平成23年3月 当社取締役 (現任) 平成24年4月 早稲田大学特命教授 (現任) 平成26年7月 株式会社富士通総研経済研究所顧問 (現任)

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野中郁次郎氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 当社は野中郁次郎氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役候補者との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての独立性について
- ① 野中郁次郎氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏は、知識経営に関する研究の第一人者であるため、企業経営に関して深い知見を有しており、その専門性に基づく高い見地や、他社の社外取締役を務める経験から、取締役会の審議において適宜助言や提言を行っていただいておりますため、今後も引き続き当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、4年となります。
- ② 野中郁次郎氏は、現在または過去5年間において、当社の特定関係事業者の業務執行者であったことはありません。
- ③ 野中郁次郎氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 野中郁次郎氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 野中郁次郎氏は、当社との間で当社定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、金1,600万円または会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約であります。なお、同氏が再任された場合には、当該契約が引き続き効力を有するものと定められております。

第3号議案 取締役の報酬等改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成24年3月27日開催の第23期定時株主総会において、ストック・オプションのための報酬等およびリテンション・プランのための報酬等を含むものとして年額8億円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とご決議いただくとともに、平成25年3月26日開催の第24期定時株主総会において、各事業年度について当社普通株式60,000株相当数を上限としてキャッシュ・ファントム・ユニットアワード（以下「CPUアワード」といいます）（注）を付与することをご決議いただき今日に至っておりますが、今般、第2号議案が承認可決された場合の取締役の増員に伴い、取締役の報酬等の額を年額10億円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）へと変更すること、またストック・オプションとしての新株予約権の内容の一部（新株予約権の目的となる株式の数および発行する新株予約権の総数）およびCPUアワードの内容の一部（権利の内容および行使の条件）を変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

注：当社が取締役の報酬等として付与するCPUアワードとは、対象者に対して、行使日までの一定期間における当社普通株式の平均時価相当額を基礎として算出した額の現金の支給を受ける権利を付与するものであり、①所定のパフォーマンス目標を満たすことを条件として行使が可能となるパフォーマンス・ベースのCPUアワードと、②権利付与後一定期間ごとに行使が可能となるタイム・ベースのCPUアワードの2種類から構成されております。

ストック・オプションのための報酬等およびリテンション・プランのための報酬等の額および内容については、近年の支払い実績、社外取締役を除く取締役に対して付与するストック・オプションとしての新株予約権の公正な評価額（ブラックショールズモデルにより算定した新株予約権1個当たりの公正な評価単価に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額）、当社グループの業績向上に対するストック・オプションのインセンティブとしての効果、有用な経営者の確保に対するリテンション・プランの効果、すでにリテンション・プランを導入している業界他社事例の調査結果およびこれらの報酬等による当社の財務状況への影響等を勘案し定めたものであり、相当であると考えております。また、CPUアワードの具体的な算定方法および内容については、所定のパフォーマンス目標を満たすことを条件として行使が可能となるパフォーマンス・ベースのCPUアワードと権利付与後一定期間ごとに行使が可能となるタイム・ベース

のCPUアワードの内訳を適宜変動させることにより、各取締役の役割に応じたインセンティブの付与を可能とし、また、業績および株価への連動性を勘案し定めたものであり、相当であると考えております。

取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は、5名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、当社取締役（社外取締役を除く）の報酬等の体系は、以下のとおりとなります。

①基本（金銭）報酬

②当社の株価と取締役が受ける利益を連動させることで企業価値向上へのインセンティブとすることを意図したストック・オプションとしての新株予約権

③支配権の異動が生じたこと等の条件が満たされた場合には金銭報酬が付与されるようにすることで有意な人材を確保し、流出防止を図るためのリテンション・プランに基づく報酬

④CPUアワードの付与による報酬

上記①、②および③が年額10億円以内の確定額金銭報酬の枠内で付与されるのに対し、上記④は当該確定額金銭報酬とは別に付与されることとなりますが、当社は、運用として、CPUアワードが付与された事業年度において実際に支払われ、または付与された取締役の他の報酬等（CPUアワード以外の報酬等）の額と合計して総額10億円を超える場合には、当該超過分を支払わないことといたします。したがって、取締役の報酬等については、実質的にこの年額10億円以内の枠内で付与されることとなります。

また、社外取締役の報酬等については、年額20百万円以内の枠内で付与する基本（金銭）報酬のみとなります。

第1 新株予約権について

1. 取締役（社外取締役を除く。）に対し報酬等として新株予約権を付与する理由

当社取締役に対して、当社の株価と取締役の受ける利益とを連動させることにより当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様

利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めること、また、業績向上による株価上昇インセンティブのみならず株価変動によるリスクについても株主の皆様と共有することを目的として、通常型ストック・オプションとしての新株予約権及び株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の両方またはいずれかを発行するものであります。

新株予約権の発行数につきましては当社の利益水準、配当性向とのバランスを考慮しつつ、適切な水準を維持していく所存であります。

2. 新株予約権の要領

【通常型ストック・オプションとしての新株予約権】

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

(2) 新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式320,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的となる株式の総数の上限とする。当該新株予約権の目的となる株式の数の上限は後述の【株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権】の目的となる株式の数と合わせた上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

合計3,200個を上限とする。当該新株予約権の総数の上限は後述の【株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権】の総数と合わせた上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に

より交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値。）。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使および当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日より5年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社へ

の貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

②新株予約権者が上記(5)の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

③その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8)その他、本新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

【株主報酬型ストック・オプションとしての新株予約権】

(1)新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

(2)新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式320,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的となる株式の総数の上限とする。当該新株予約権の目的となる株式の数の上限は前述の【通常型ストック・オプションとしての新株予約権】の目的となる株式の数と合わせた上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の

数の調整を行うものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

合計3,200個を上限とする。当該新株予約権の総数の上限は前述の【通常型ストック・オプションとしての新株予約権】の総数と合わせた上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日より5年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

②新株予約権者が上記(5)の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

③その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

- (8) その他、本新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

第2 リテンション・プランについて

1. 取締役（社外取締役を除く。）に対しリテンション・プランを付与する理由

当社の属するインターネット・セキュリティ業界、ソフトウェア業界は、その事業ゆえ業務執行者たる取締役に求められる専門性も高く、有用な経営者の確保に向けた競争はグローバル単位で激化の一途を辿っております。このような状況下において、有用な経営者の新規獲得に向けた国際的な経営者市場における当社の競争力を確保するとともに、予期せぬ企業買収等があると懸念される時期に経営陣が当社より流出し、ひいては企業価値を損なうこととなる事態を避けるために、当社の属するインターネット・セキュリティ業界、ソフトウェア業界におけるグローバル企業が導入しているものと同様のリテンション・プランを付与するものであります。

2. リテンション・プランの要領

(1) 支給の内容

① リテンション報酬

当社において支配権の異動（注1）が生じた場合において、対象期間（注2）中に被支給者が解任等（注3）を受けた場合、18ヶ月分のリテンション報酬（注4）から適用される法令に基づき源泉徴収または控除されるべき金額を差し引いた金額を一括で支給するものとする。

注1：支配権の異動とは、当社に関して、以下のいずれかの事由が最初に発生したことをいい、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

- (a) 当社株式を保有する者が、取締役の選任について一般的に議決権を有する当社の発行済普通株式の議決権総数の30%を超える議決権に相当する当社普通株式を、直接または間接的に取得する（または直近の取得日から遡って12ヶ月以内に取得した）場合。
- (b) 当社が当事者となる吸収合併または新設合併により、当該合併直前に発行されている当社の議決権付普通株式の保有者が、当該合併の直後において、当社または存続会社の取締役の選任について一般的に議決権を有する

発行済普通株式の議決権総数の50%を超える議決権に相当する普通株式を、直接または間接を問わず維持できなくなる場合。

(c) 当社の資産の全てもしくは実質的に全てを売却もしくは処分し、またはこれと同様の効果を有する何らかの取引が完了した場合（ただし、当社の一もしくは複数の子会社への売却もしくは処分を除く。）。

(d) 連続する12ヶ月間以内に当社の取締役会の構成が変更した結果、現任取締役（注5）が取締役全体の過半数を下回った場合。

注2：対象期間とは、支配権の異動の効力発生日の3ヶ月前の日から当該効力発生日の18ヶ月後までの期間をいう。

注3：解任等とは、(i)死亡等以外の事由に基づき、被支給者が当社との契約を強制的に終了された場合、または(ii)被支給者の明確な書面による同意なく基本報酬の著しい減額等が行われ、かつ、一定期間内に当該事由が是正等されないことを理由として、被支給者が当社との契約を終了させた場合をいい、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

注4：リテンション報酬とは、取締役退任日（注6）における取締役の月額報酬等および被支給者が解任等を受けた年における被支給者の最低目標達成時賞与（業績連動賞与又はこれに類する報酬等において、支給が開始される最低限の目標を達成した場合に支払われるべき金額を指す。）に基づき決定されるものとし、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

注5：現任取締役とは、(i)被支給者が締結した「リテンション報酬等に関する契約」の効力発生日において当社の取締役会の構成員である者、または(ii)選任もしくは指名時における現任取締役の過半数以上の賛成票により当社の取締役会の構成員に選任され、もしくは候補者に指名された者をいい、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

注6：退任日とは、被支給者が対象期間中に解任等を受けた日をいう。ただし、法律、契約その他に基づき被支給者に対する契約終了の通知期間が定められている場合には、実際に契約が終了する日をいう。

②医療費

当社において支配権の異動が生じた場合において、対象期間中に被支給者が

解任等を受けた場合、被支給者に12ヶ月分の医療費（注1）を一括で支給するものとする。ただし、当社との契約終了時において被支給者が当社から医療保険の提供を受けていなかった場合には適用しない。

注1：当社との契約終了時において被支給者が当社から提供を受けていた医療保険と同等の民間医療保険を提供するための費用またはこれに代わる費用等をいい、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

(2) 支給の条件

①被支給者がリテンション・プランに基づきリテンション報酬等の支給を受けるには、退任日から45日以内に、当社が任意に定める形式の権利放棄書および被支給者が全ての持分関連請求権を放棄する旨の持分権利放棄書（以下、総称して「権利放棄書」という。）を提出等することを条件とし、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

②被支給者がリテンション・プランに基づきリテンション報酬等の支給を受けるには、制限期間（注1）および地理的地域（注2）において、直接的にも間接的にも当社または当社グループの主要事業と競合等する事業に従事等しないことに同意することを条件とし、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

注1：制限期間とは、退任日に開始し、退任日から18ヶ月目の日に終了する期間をいう。

注2：地理的地域とは、被支給者が当社の業務遂行中に責任を負っていた地域および退任日において当社が顧客を有しているあらゆる地域を意味するものとする。

③その他の条件については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

(3) その他、リテンション・プランに関する詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

第3 キャッシュ・インセンティブ・プランについて

1. 取締役（社外取締役を除く）に対しキャッシュ・インセンティブ・プランを

付与する理由

当社では、従前より当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、当社の株価と当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の受ける利益とを連動させることにより当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し、株主価値を高めることを目的としてストック・オプションとしての新株予約権を発行してまいりました。

ストック・オプションの行使による新株発行に伴う希薄化に配慮しつつ、業績向上による株価上昇インセンティブのみならず通常型ストック・オプションでは得られにくい株価下落局面におけるダウンサイドリスクについても株主の皆様と共有すること、さらに従来基本報酬の内訳として加味していた業績連動要素の透明性を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、CPUアワードを付与するものであります。

2. キャッシュ・インセンティブ・プランの要領

【パフォーマンス・ベースのCPUアワード】

(1) 権利の内容

当社が所定のパフォーマンス目標（注1）を満たすことを条件として、対象者に付与されたCPUアワードの数に行使日の属する月の前3暦月間の当社普通株式の平均時価（注2）相当額を乗じ、かつ、パフォーマンス目標の達成割合に基づく支払割合（注3）を調整した上で、本プランへの参加に関連し法令上必要な租税を源泉徴収した後の額（1円未満切捨て）に相当する額の現金の支払いを受ける権利。なお、パフォーマンス・ベースのCPUアワードについては、後述のタイム・ベースのCPUアワードと合わせて各事業年度において当社普通株式75,000株に相当する数を付与時の上限とするものとする。

注1：パフォーマンス目標とは、(i) 上半期（毎年1月1日～6月30日）分のCPUアワードについては、権利付与日の属する事業年度の上半期におけるプレGAAPマージン（当社が定めるところに従い、所定の業務費用および製品開発費、販売費および一般管理費、減価償却費、取得・統合費用、無形資産減価償却費ならびにその他の費用を差し引いた営業利益）を、権利付与日の属する事業年度の前事業年度の上半期におけるプレGAAPマージンで除した結果が100%以上であること、(ii) 下半期（毎年7月1日～12月31

日) 分のCPUアワードについては、権利付与日の属する事業年度の下半期におけるプレGAAPマージンを、権利付与日の属する事業年度の前事業年度の下半期におけるプレGAAPマージンで除した結果が100%以上であることをいう。

注2：時価とは、(i) 当社普通株式が東京証券取引所に上場している場合には、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、(ii) 当社普通株式が東京証券取引所に上場しないこととなった場合には、当社が信義に基づき定めた価格をいう。

注3：パフォーマンス目標の達成割合に基づく支払割合は、以下の要領により算定する。

パフォーマンス目標の達成割合	支払割合
100%未満の場合	0
100%以上120%以下の場合	達成割合と同じ
120%超の場合	$120 + (1.5 \times (\text{達成割合} - 120))$

注4：当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合等、本プランの対象となるCPUアワード数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整を行うことができる。

(2) 権利付与日

毎年1月1日とする。

(3) 行使可能期間

権利付与日後5年以内とする。

(4) 行使の条件

①対象者に付与されたCPUアワードのうち、50%を上半期分、残る50%を下半期分として、前記(1)注1記載のとおり、パフォーマンス目標を達成したか否かを判断するものとする。上半期分および下半期分の各々についてパフォーマンス目標を達成し、パフォーマンス・ベースのCPUアワードに基づく現金の支払いを受ける権利が確定した場合、かかる期間に適用される確定日(注)において、全部が行使可能となるものとする。

注：確定日とは、当社が当該CPUアワードに関するパフォーマンス目標が達成されたか否かを決定した日をいうものとし、上半期分については権利付与日の属する事業年度の上半期の末日以後の最初の10月1日、下半期分については権利付与日の属する事業年度の下半期の末日以後の最初の4月1日

とする。

- ②対象者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を喪失した場合（死亡または身体的障害による場合を含む）において、当該時点で行使が可能となっていないCPUアワードについては、行使ができないものとする。但し、(i) 対象者が詐欺その他の不道德行為もしくは刑法上罰せられる行為を犯したなどの場合、(ii) 対象者が法、規則、もしくは当社の定款もしくは内規（対象者が会社法第423条に基づき当社に賠償責任を負う場合が含まれるが、これに限らない）に、故意により重大に違反した場合、(iii) 対象者が自己の職務、役割もしくは責任の履行を著しく怠ったか、その履行を拒否したか、もしくは過失により履行しなかった場合、または (iv) 対象者の振る舞いにより当社の業務に支障を来した場合、以外の理由により、対象者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を喪失した場合であって、当社が、その裁量により、当該対象者による行使を認めた場合には、この限りではない。
- ③当社は、支配権の異動（注1）が生じた場合、当該時点で行使が可能となっていないCPUアワードについて、その裁量により、対象者による行使を認めることができる。

注1：支配権の異動とは、当社に関して、以下のいずれかの事由が最初に発生したことをいい、詳細については、「CPUアワードに関する契約」に定めるところによる。後記【タイム・ベースのCPUアワード】(4) 行使の条件においても同じ。

- (a) 当社株式を保有する者が、取締役の選任について一般的に議決権を有する当社の発行済普通株式の議決権総数の30%を超える議決権に相当する当社普通株式を、直接または間接的に取得する（または直近の取得日から遡って12ヶ月以内に取得した）場合。
- (b) 当社が当事者となる吸収合併または新設合併により、当該合併直前に発行されている当社の議決権付普通株式の保有者が、当該合併の直後において、当社または存続会社の取締役の選任について一般的に議決権を有する発行済普通株式の議決権総数の50%を超える議決権に相当する普通株式を、直接または間接を問わず維持できなくなる場合。
- (c) 当社の資産の全てもしくは実質的に全てを売却もしくは処分し、またはこれと同様の効果を有する何らかの取引が完了した場合（ただし、当社の

一もしくは複数の子会社への売却もしくは処分を除く)。

(d) 連続する12ヶ月間以内に当社の取締役会の構成が変更した結果、現任取締役(注2)が取締役全体の過半数を下回った場合。

注2：現任取締役とは、(i)各事業年度に付与するキャッシュ・インセンティブ・プランの具体的配分及び条件の詳細を取締役会が承認した日において当社の取締役会の構成員である者、または(ii)選任もしくは指名時における現任取締役の過半数以上の賛成票により当社の取締役会の構成員に選任され、もしくは候補者に指名された者をいい、詳細については、「CPUアワードに関する契約」に定めるところによる。

④その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

【タイム・ベースのCPUアワード】

(1) 権利の内容

対象者に付与されたCPUアワードの数に行使日の属する月の前3暦月間の当社普通株式の平均時価(注1)相当額を乗じ、本プランへの参加に関連し法令上必要な租税を源泉徴収した後の額(1円未満切捨て)に相当する額の現金支払いを受ける権利。なお、タイム・ベースのCPUアワードについては、前述のパフォーマンス・ベースのCPUアワードと合わせて各事業年度において当社普通株式75,000株に相当する数を付与時の上限とするものとする。

注1：時価とは、(i)当社普通株式が東京証券取引所に上場している場合には、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、(ii)当社普通株式が東京証券取引所に上場しないこととなった場合には、当社が信義に基づき定めた価格をいう。

注2：当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合等、本プランの対象となるCPUアワード数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整を行うことができる。

(2) 権利付与日

毎年1月1日とする。

(3) 行使可能期間

権利付与日後5年以内とする。

(4) 行使の条件

- ①対象者に付与されたCPUアワードのうち、(i) 25%は権利付与日を含む暦年の12月31日、(ii) 25%は権利付与日を含む暦年から1暦年目の12月31日、(iii) 25%は権利付与日を含む暦年から2暦年目の12月31日、(iv) 25%は権利付与日を含む暦年から3暦年目の12月31日から、それぞれ行使が可能となるものとする。
- ②対象者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を喪失した場合（死亡または身体的障害による場合を含む）において、当該時点で行使が可能となっていないCPUアワードについては、行使ができないものとする。但し、(i) 対象者が詐欺その他の不道德行為もしくは刑法上罰せられる行為を犯したなどの場合、(ii) 対象者が法、規則、もしくは当社の定款もしくは内規（対象者が会社法第423条に基づき当社に賠償責任を負う場合が含まれるが、これに限らない）に、故意により重大に違反した場合、(iii) 対象者が自己の職務、役割もしくは責任の履行を著しく怠ったか、その履行を拒否したか、もしくは過失により履行しなかった場合、または(iv) 対象者の振る舞いにより当社の業務に支障を来たした場合、以外の理由により、対象者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を喪失した場合であって、当社が、その裁量により、当該対象者による行使を認めた場合には、この限りではない。
- ③当社は、支配権の異動が生じた場合、当該時点で行使が可能となっていないCPUアワードについて、その裁量により、対象者による行使を認めることができる。
- ④その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(ご参考)

平成27年1月1日を行使日とした場合の平均時価相当額は3,556円であり、これに各事業年度ごとのCPUアワードの上限である当社普通株式75,000株に相当する数を乗じると総額は266百万円となります。なお、CPUアワードは段階的に権利行使可能となるスキームであるため、権利付与日または権利付与日を含む事業年度において、当該総額を一時に受領することはありません。

以上

＜電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について＞

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成27年3月25日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」を

ご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

システム等に関するお問い合わせ

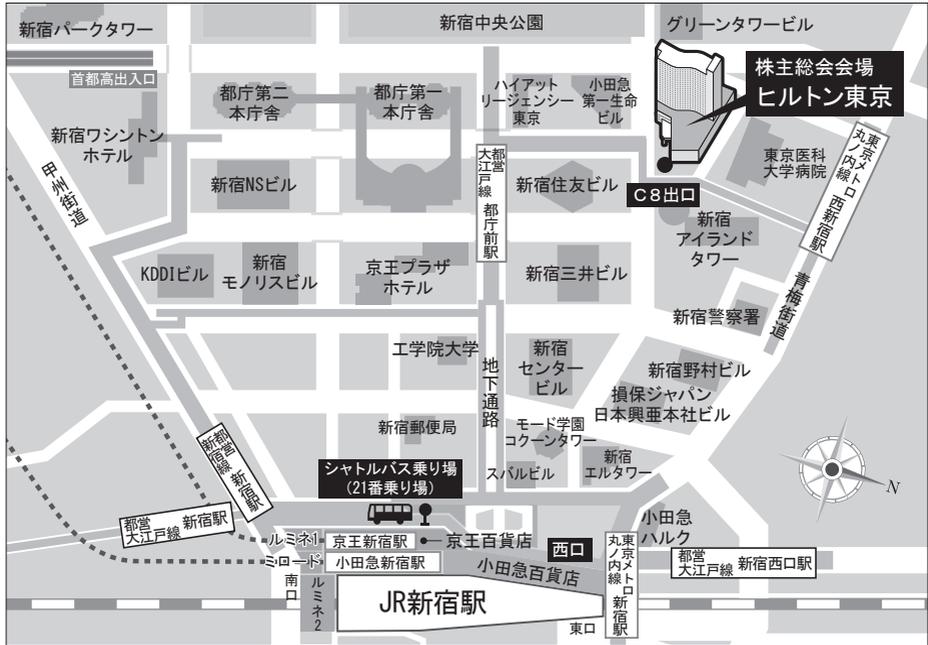
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 大和
TEL：03-3344-5111

※会場が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。



●交通機関

- ・JR・私鉄・地下鉄「新宿」駅西口より徒歩約10分
- ・地下鉄丸ノ内線「西新宿」駅C8出口より徒歩約2分
- ・地下鉄大江戸線「都庁前」駅より徒歩約3分

新宿駅西口京王百貨店前の21番バス乗り場より、ホテル専用のシャトルバス（無料送迎）が20分間隔で運行しております。所要時間は約10分です。シャトルバスをご利用の場合は、混雑が予想されますので、お早めにお越しください。